

公益信託 岩井久雄記念宮城奨学育英基金  
2025 年度 奨学生募集要項

<p>1.奨学生の資格 *右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 宮城県所在の大学及び大学院の理工学分野で学ぶ日本国籍を有する学生 (2) 将来は日本の指導者の一人として、国の発展の為に尽くそうとの志を持つ者 (3) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者 (4) 学資の支払いが容易ではない者 (5) 在籍大学の推薦を受けることができること</p> <p>①在籍学部・大学院研究科 学部……理学部、工学部、理工学部等（理工学分野に限るものとし、人文科学分野および社会科学分野を専攻する者は対象外） 大学院……理学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科等（理工学分野に限る）</p> <p>②学年 学部……学士課程3年次 大学院……修士課程及び博士課程前期2年の課程の1年次 博士課程後期3年の課程の1年次</p>
<p>2.奨学金の額</p>	<p>学部：月額100,000円 大学院：月額120,000円を給与（返済の必要はありません）</p>
<p>3.給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期：毎年度4,7,10及び1の各月を給付月とし、以降の3ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>4.給付期間</p>	<p>奨学生が在籍する大学の正規の最短修業期間とします。給付期間は24ヶ月（博士課程後期は36ヶ月）を限度とし、特殊事情がある場合は考慮します。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を停止又は取りやめます。</p>
<p>5.採用人数</p>	<p><b>博士前期課程及び博士後期課程1年次の学生 計2名</b></p>
<p>6.申請手続</p>	<p>・ 申請書類：「奨学金給付申請書」（別紙様式）、在学証明書、学業成績証明書 ・ 提出期限：2025年4月11日（金）16：00 ※提出書類の受付時間帯 ・ 提出先：情報科学研究科 教務係 9：00～12：00, 13：00～16：00（平日のみ） ※申請書の大学名、学長名、選考結果送付先は空欄で提出してください。 ※成績証明書は、MC1年の方は学部時のものを、DC1年の方はMC時のものを提出してください。</p>
<p>7.奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法：各大学より推薦・提出された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。 (2) 決定通知：2025年8月頃までに、選考結果を在籍する大学を経由して申請者に通知します。</p>
<p>8.その他注意事項</p>	<p>・ 他の奨学金（貸与されるものを除く）との併給は認められません。 ・ 学年終了時の「生活状況報告書」等の提出、異動の届出は遵守してください。 ・ 奨学金受給者であった者が、上位の課程の奨学生に応募することは差支えありません。</p>

## 【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1  
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム  
岩井久雄記念宮城奨学育英基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

## 【重要】岩井久雄記念宮城奨学育英基金：申請資格について

本奨学金への申請に当たり、以下のプログラム等に採用されている方は過去の事例及び財団からの回答により応募の資格がありませんのでご注意ください。

- 
- ・日本学術振興会特別研究員
  - ・高等大学院国際卓越研究者育成支援プログラム(RISE)
  - ・国際共同大学院プログラム
- 

※上記と同等条件のプログラム等についても同様です。

奨学金給付申請書

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。  
 なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示されることに同意します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (満 才)	国籍	日本
住所	〒 TEL ( )				
メールアドレス	※ 記入必須 @				
在籍大学・大学院等の所属	(学部・大学院)	入学年月	年 月	修了予定年月	年 月
所在地	〒 TEL ( )				
奨学生種別	該当に○印をつけてください。 1. 学部学士課程      2. 大学院修士課程・博士課程前期2年      3. 大学院博士課程後期3年 (高校卒業より記入してください)				
学歴					

他の奨学金制度受給の有無・・・有・無

有りの場合：制度名 [ ] 方式 [ 貸与 ・ 給付 ]

《添付必要書類》 下記項目について、それぞれ A4 縦判任意の書式で作成してください。

1. 奨学金を必要とする理由 (経済的状況等)
2. 指導教員の推薦理由 (指導教員の氏名の記載)
3. 理工学生としての抱負および将来への志向を800字以内で記載したもの (大学院生は現在の研究及び今後の研究計画も含める)
4. 今まで参画した、部・サークル活動、社会貢献活動について
5. 在学証明書・学業成績証明書 (写しで可)

申請に関する留意事項

1. 奨学金を必要とする事情について、選考面で生活事情の考慮を強く希望する場合は保護者の年間収入を記載した証明書を添付してください。また、東日本大震災で大きな被害を受けている申請者はその事情を記載してください。
2. 理工系学生としての抱負および将来への志向について
  - (1) 学士課程については、所属学科、関心のある分野、将来への志向を書いてください。
  - (2) 修士課程・博士課程前期2年の課程は、専攻名、具体的な分野や研究課題、将来への志向や抱負を書いてください。
  - (3) 博士課程後期3年の課程は、専攻名、前期課程での研究課題と成果、後期課程における研究課題とその目的、指針、研究方法および準備状況、将来への志向や抱負を書き、修士論文の抄録があれば添付してください。
3. 推薦文について、この奨学金は理工系学生を対象としているので、理工系学域が優先されることを理解し、推薦者はこのことによく配慮するよう願います。

推薦者	大学名		担当教員 所属・氏名
	学長名	印	
	選考結果送付先 (住所・部署名)	〒 TEL ( )	

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

運営担当 確認印	
-------------	--

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

# 奨学金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

<b>お振込先</b>	<b>銀行名</b>	<input type="checkbox"/> をつけてください	<b>支店名</b>	<input type="checkbox"/> をつけてください								
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 営業所								
<b>預金種別</b>	<b>普通預金</b>	<b>口座番号</b>	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。												
<b>お受取人</b>	<b>【ご留意事項】</b>	<b>フリガナ</b>										
	必ず奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。		<b>口座名義</b>									

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - D. 暴力団準構成員
  - E. 暴力団関係企業
  - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為